

昭和五十二年十二月招集

第四回館山市議定会定例会會議録第一号

館山市議 会

商榷光線長 中村正雄 農水産課長 佐野甲子郎
 保健課長 吉岡政雄 衛生課長 石井謀
 建設課長 飯田治男 社会開発課長 山口一

鳩山支配人 飯田忠男 福祉事務所長 越路良夫
 水道課長 大嶋重義 教育長 安田豊作
 兼衛生課長

教育委員会 沙崎政光 教育委員会 川名備
 庶務施設課長 黒川邦保 監査事務局長 横溝功
 教育委員会 黒川邦保

農務局長 石原育 農務局長 石原育
 農務局員 高尾豊 事務局長補佐 石井敏夫
 事務局長 高尾豊 事務局長補佐 石井敏夫
 書記 兵藤恭一 書記 鈴木哲
 書記 庄司徹 書記 福田英雄

一、議事日程(第一号)

昭和五十二年十二月二十三日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第六十九号 公有水面埋立免許に関する答申につ

議案第七十号 館山市職員給与条例の一部を改正す

議案第七十一号 館山市市税条例の一部を改正する条

日程第四

議案第七十二号 昭和五十二年度館山市一般会計補正

議案第七十三号 昭和五十二年度館山市水道事業特別

「会計補正予算(第二号)

開 会 午前十時三分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより
 昭和五十二年第四回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を
 開きます。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本定例会議案審議のため、地方自治法第
 百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のと
 り出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より九月乃至十一月実施の監査の結果が報告さ
 れております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願
 います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏
 れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行
 います。

六番議員鈴木正義君、二六番議員藤田益治君、以上両君を指名
 いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本十二月二十三日から二十七日までの五日間ということでありませぬか。

お諮りいたします。会期を五日間と定めまことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は本十二月二十三日から二十七日までの五日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 本日ここに第四回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては年末御多忙のところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

今回提出いたしました案件は、一般議案三件及び補正予算二件でございます。以下概要について御説明申し上げます。

まず、議案第六十九号公有水面埋立免許に関する答申についてであります。これは県知事より公有水面埋立法の規定により諮問のあった富崎漁港改修工事に関連するもので、第六次漁港整備計画に基づき布良地先の公有水面六百六十一・四九平方メートルの埋立を県工事として施行しようとするものであります。

次に、議案第七十号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定であります。これは人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、市においても同様一般職員の給料額の改定を初め扶養手当、住居手当及び通勤手当の額の改定を行うほか、当分の間幼稚園女子教育職員及び保育園保母等の職員に対し育児休業給を支給する等条例の一部を改正して、育児手当に関する部分は昭和五十一年四月一日からとし、その他の部分については昭和五十二年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、議案第七十一号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、これは地方税法及び同法施行に関する取り扱いについての依命通達により、都市計画税について農振法第八条の規定により定められた農用地区域については、特に当該区域の利益となる都市計画事業または都市区画整理事業が施行される場合を除き、課税区域から除外することが適当であることとなった関係から、条例の一部を改正し、昭和五十三年度分都市計画税から適用しようとするものであります。

次に、議案第七十二号館山市一般会計補正予算第二号についてありますが、歳入歳出予算としまして各款にわたりました人事院勧告に伴う一般職員の給与改定並びに去る六月の定例議会におきまして議決いただきました特別職の報酬引き上げに伴う人件費で二千九百八十二万四千円。

総務費として、執務環境の改善により事務能率の向上を図るため、市庁舎の冷暖房設備工事費で八千万円。これは既設の暖房設備を改修して、冷暖房を一体化する工事であります。

民生費としましては、措置基準の引き上げ及び措置人員の増に

伴う老人ホーム収容措置費の追加分七百十八万三千元。

土木費として境川及び油川の護岸工事費二千二百万円、下水路工事費四百万円、これはいずれも国の景気浮揚対策として臨時的に全額起債が認められるものであります。

教育費としては、西岬中防音改築工事の設計並びに地質調査委託料で八百十三万円、市民運動場の整備工事費の追加分及び器具購入費並びに国有地払い下げ代金等で一千五百六十三万三千元。

災害復旧費として、本年三月の大雨による洲の宮川及び神余川災害復旧工事費四百九十一万二千元が主なもので、歳出合計一億九千三百三十二万六千円を追加しようとするもので、これが財源としましては、国、県支出金、地方債等の特定財源で一億一千八百七十八万円、その他を市税等の一般財源をもって充当しようとするものであります。

このほか、債務負担行為の補正及び地方債の補正が主なものであります。

次に、議案第七十三号館山市水道事業特別会計補正予算第二号についてであります。これが主なものは一般会計同様給与改定に伴う人件費等の追加五百六十三万四千円、配管工事及び一部土木工事費の追加で八千五百四十四万七千円、これは五十三年年度事業として予定していた宮城県道から鷹の島に至る路線の配管工事が防衛庁の補助対象事業として本年度に繰り上げが認められた関係から、これが配管工事分及び新たに配管工事の必要を生じたもの、防災水路工事不足分を追加しようとするものであります。したがって、総括的には資本的支出で九千九百九十七万八千

円の追加となり、同勘定総額は十億六千七百九十八万九千円。収益的支出では四百十六万六千円の追加となり、同勘定総額は三億三千四百四十七万円となります。

なお、今会期中に人事案件を追加議案として上程いたしたいと考えております。

以上、上程する議案に対する説明を申し上げましたが、詳細につきましても関係課長をして説明いたさせますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終ります。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに説明を終ります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第六十九号公有水面埋立免許に関する答申についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第六十九号 公有水面埋立免許に関する答申について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○農水産課長（佐野甲子郎君） 議案第六十九号につきまして御説明申し上げます。

議案第六十九号の公有水面埋立免許に関する答申につきまして、裏面にご覧いただきますように公有水面埋立法第三条第一項の規定

によりまして知事から市長あてに諮問がまいりまして、出願人は知事、埋立ての場所は富崎漁港、埋立面積は六百六十一・四九平方メートルでございます。

以上でございます。ここに議会の同意をお願いいたしまして答申いたしたいということでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明は終了しました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論を省略して採決することとに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第七十号乃至七十三号を

一括して議題といたします。

議案内容の説明

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決定されました。

この際お諮りいたします。ただいま議題となりました各案件は明瞭を省略し、直ちに内容説明を求めたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

議案第七十号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

○人事課長（太田博雄君） 議案第七十号について説明申し上げます。

人事院の勧告が八月九日に国に対して行われたわけでございますが、県の人事委員会におきます勧告がございまして、それによりまして職員の給与改定をいたしたいわけでございます。

一般職の職員の給与に関する法律及び義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児

休業に関する法律の規定に基づきまして人事院の国会及び内閣に
対する昭和五十一年三月十一日付けの二件の勧告に対しまして昭
和五十二年八月九日付け勧告並びに千葉県人事委員会の県知事に
対する昭和五十二年十月二十五日付け勧告にかんがみまして一般
職の職員の給料月額を改定し、並びに扶養手当、住居手当及び通
勤手当の額の改定を行うとともに、当分の間幼稚園の女子教育職
員及び保育園の保母等の職員に対し育児休業給を支給することに
相なつたわけでございます。

議案について説明申し上げます。

まず、議案の内容でございますけれども、給料表の月額を引き
上げることが一つございまして、次に諸手当の改定でございます。
第七条関係で扶養手当につきまして配偶者にかかる支給月額を
八千円に、配偶者以外の扶養親族にかかる支給月額を二人までに
ついでそれぞれ二千三百円、職員に配偶者が不在場合にあっては
そのうち一人については五千円に引き上げることになつたわけ
でございます。

七条の三におきまして、住居手当につきましては月額六千円を
超える家賃を支払っている職員について、月額一万三千五百円以
下の家賃を払っている職員にあっては家賃の月額から六千円を控
除しました額とし、月額一万三千五百円を超える家賃を支払って
いる職員にあっては家賃の月額から一万三千五百円控除した額の
二分の一——その控除した額の二分の一が五千円を超えるときは
五千円ということになるわけでございます。七千五百円に加算し
た額に引き上げることになつたわけでございます。

次に、通勤手当についてでございますが、交通機関等を利用す

る職員に対する全額支給の限度額を月額一万四千円に引き上げる
ということになりました。全額支給限度額を超える部分の二分の
一を加算の限度額を二千円に引き上げまして、また自転車等を利用
する職員に対する支給月額を自転車等の使用距離が片道十キロ
メートル未満の場合には月額二千円に、片道十キロメートル以上
の場合が月額が三千四百円、十キロメートル以上十五キロメー
トル未満であるものについては月額三千八百円、片道十五キロメー
トル以上であるものについては月額五千三百円に引き上げること
になつたわけでございます。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給す
る通勤手当についても同様に引き上げることになります。

それから、育児休業でございしますが、当分の間幼稚園の女子教
育職員及び保育園の保母等の職員に対しまして育児休業期間中育
児休業給を支給することとなりました。その支給月額は給料の月
額に職員が所属します共済組合の掛金率を乗じて得た額とするこ
とになりました。この適用は五十一年四月一日からということに
なります。

その他につきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後
の館山市職員給与条例については昭和五十二年四月一日、育児休
業につきましてはただいま申し上げましたように五十一年四月一
日から適用することに相なりました。

給料表の改定に伴う所要の経過措置については附則にうたつて
ございますとおりでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

議案第七十一号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定

について

○ 税務課長（青藤武男君） 議案第七十一号館山市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

第四百四十四条第一項は都市計画税の納税義務者を定めたものでございます。

都市計画税は、都市計画法第五条の規定による都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対しましてその評価額を課税標準として所有者に課しておるわけでございますが、当市は全地域この都市計画区域に指定されておるわけでございます。今回の農振法に基づきまして、市町村で定める農用地域についてはその目的の異なることから都市計画区域からこれを除外することが適当であるというようなことが明らかにされましたので、都市計画区域からこの農用地域をはずすということに改めたいというところでございます。

附則第一条―施行期日でございます。

第二条で五十三年度分からこれを実施していきたいというものでございます。

なお、これによりまして該当する農用地域の地積は千二百九十九万三千平米、税額の減としましては百五十四万七千円でございます。

議案第七十二号 昭和五十二年度館山市一般会計補正予算（第二号）

○ 財政課長（山田俊康君） 議案第七十二号について御説明いたします。

今回補正でお願いいたしました案件は、歳入歳出予算の補正、

債務負担行為の補正、地方債の補正、三件でございます。

歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ一億九千百三十二万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ五十八億九百九十一万三千円としたいたし、予定のものでございます。

補正いたします細目につきましては、二ページから五ページまででございます。予算に記載してございます。こまかくは恒例によりまして事項別明細書により後刻御説明申し上げます。

債務負担行為の補正、六ページを御覧いただきたいと思っております。第二条、布沼農道舗装工事組合が農道舗装工事資金として農林漁業金融公庫から借り入れる六百八十万の償還に対し、元利金を補助する。期間としては五十三年から七十五年まで、限度額が一千万二千七百八千円。これは利率が三・五％、五十三年から五十五年まで据え置き、五十六年から元利償還という形になっております。続きまして地方債の補正、今回お願いいたしましたのは五件でございます。

河川整備事業につきましては、二千二百万の限度額のプラスがございましたので六百万から二千八百万円に限度額を変更いたしました。下水道整備事業については五百六十万、公営住宅建設事業につきましては二十万、市民運動場整備事業につきましては一千六百九十万のプラスということでそれぞれ限度額の増額変更をお願いした次第でございます。

なお、利率につきましては、八・三％以内ということでございます。

市庁舎改修事業につきましては、今回六千万ということで補正をお願いしてございます。

続いて、歳出の事項別明細書ということですが、最初に給与費明細書により今回の補正によります給料の動きを御説明申し上げたいと思いますので、三八ページを御覧いただきたいと思ひます。今回人件費関係、給与関係で補正を行いますのは特別職と一般職でございます。

特別職の關係は、六月議会で条例改正が行われた分でございます。五十二年四月から五十三年三月までの一カ年分の未計上額を願ひした次第でございます。特別職關係で予防接種医の五十万と統計調査員の三万円を加えますと、三八ページ右の最下欄二十三万八千円という数字になります。

一般職が三九ページに総括してございますが、一般職につきましては人事院勧告に準じまして実施するもので、先ほど説明ありました給与条例の一部改正等に基づくものでございます。職員数で当初から九人ほど減ということ等もありまして、一般職關係におきましては比較合計で六百十九万九千円。

このほかに給与費關係といたしまして総合事務組合、職員互助会等で三百四十八万七千円ございますので、それを加えますと九百六十八万六千円、特別職の二千三十三万八千円と一般職の九百六十八万六千円を加えますと先ほど市長が説明いたしました二千九百八十二万四千円ということに相なります。

いま説明いたしましたこの額が各款項目にそれぞれ分散細目計上されておりますので、よろしく願ひしたいと思います。

続いて事項別明細書歳出から説明いたします。一五ページをお開きいただきたいと思ひます。

議会議費、人件費でございます。

総務費の一般管理費のうち旅費におきましては、三月までの不足見込み額を計上させていただきますました。

文書広報費におきましては、市広報のページ数の増、あるいは配布先の増、単価増による不足見込み額を今回願ひいたした次第でございます。

財産管理費におきまして、電気使用料のやはり不足見込み額、電話料におきましては、着信電話の架設料と、それから四月から基本料金のアップがありまして、それらの三月までの不足見込み額を計上させていただきますました。

それから、ここに工事請負費七千七百七十万と委託料二百三十万、庁舎の改修工事關係が合計で八千万計上をお願いした次第でございます。

これは、ちょっと経過を申し上げますと、この秋にボイラーの配管検査等を実施したわけでございますけれども、従前から応急補修に次ぐ応急補修が加えられてはいたんですが、建設後十七年余りを経過し、各部所ともさびや腐食等が非常にひどく、部分交換不可能というようになことに相なっていました。それに加えまして現在使っております暖房機もすでに老朽化しており、この交換等も合わせて行わなければならないということになってしまつたわけでございます。で、配管と暖房機器等だけの交換でも五千万近くかかるというようになことから、この際執務環境の整備というようにも踏まえまして、合わせて同じ機器で冷房もできるようにということをお願いした次第でございます。

なお、これが財源予定といたしましては、六千万の起債が予定されております。

一七ページの諸費におきまして、報償費并護士謝礼ということ
で五万ございますが、新たに訴訟が提起されたことによるもので
ございます。

税外収入の還付金は、五十一年度の老人医療費負担金の超過
交付による還付でございます。

それから、一八ページは人件費でございます。

一九ページ統計調査の關係でございますが、統計調査費は委託
金の増減に伴うものによりますのでございます。

二〇ページ監査委員費、人件費でございます。

〇福祉事務所長（越路良夫君） 続きまして二〇ページでございま
すが、三款民生費でございます。

今回百四十一万七千円を追加計上いたしましたわけでございますが
人件費を除いて申し上げますと、二項一目の老人福祉総務費で
ございます。

二一ページ下から二つ目、一九節の負担金補助及び交付金で
ございますが、二十一万六千円の減額でございます。これは単位老
人クラブ、なお老人クラブ連合会への補助額が決定いたしました
ので、その差をそれぞれ増減しようとするものでございます。老
人クラブの支出に對しましては、県からの補助金が三分の二で
ございます。クラブ数は現在百十を数えております。

二〇節の扶助費でございますが、七百十八万三千円の追加補正
でございます。老人ホーム収容者の増、それから措置単価の増に
よる差額を見込みまして追加計上したものでございます。当初六
十一名を予定いたしましたところ、十二名程度の増が予測され
わけてございます。

次の二二ページ三項の児童福祉費につきましては、百九十万三
千円を減額いたしましたのでございます。

一目児童福祉総務費につきまして、八節報償費で九万円の追加
補正、これは児童家庭保育の児童対象数が増によるものでござ
いまして、延べにいたしまして三十名程度の増が見込まれるわけ
でございます。対象児童数は現在十五名でございます。

それから、三目の保育所費でございますが、百九十九万三千
円の減額でございます。

七節賃金におきまして五十九万二千円の追加補正でございます
が、保育園保育の退職等に伴いまして臨時的に職員を確保する必
要が生じたので、ここに計上したものでございます。

次に、一八節備品購入費でございますが、三十六万八千円の追
加補正、これは来年一月から使用を規制されます暖房用の石油ス
トープ等園用の備品を購入するために計上したものでございます。
〇保健課長（吉岡政雄君） 続きまして四款衛生費につきまして御
説明申し上げます。

四款一項目の保健衛生総務費につきましては、今回四百三十
万六千円の追加をしていただくわけでございますが、これは給
与条例改正に伴います不足額の追加分を計上させていただきます。
内容につきましては付記欄により御了承承りたいと存じます。

二目の予防費でございますが、今回お願いいたしますものは二
百六十一万四千円の追加でございます。補正後の額を二千五百
四十九万円といたしたいと思います。

内容といたしましては、予防接種法施行令の一部改正がござ
いまして、本年度から風疹の予防接種が追加されます。風疹と申し

ますのは三日はしかと称するものでございまして、本年度は中学校三年の女子を対象いたしましたとして実施いたしましたものでございます。また、インフルエンザについては本年度は流行の予測があるのではないかとということから、臨時に高等学校の生徒まで実施範囲が広がられました、これらに要する費用といたしまして不足額をそれぞれの節——一節、一節に計上させていただきますようになことでございます。

よろしくお願い申し上げます。

〇衛生課長(石井 謀君) 衛生費中二五ページ二目のじん芥処理費より御説明申し上げます。

じん芥処理費におきまして六百二十六万円の追加をお願いしようにとするものでございます。

この一節の需用費におきまして二百五十九万八千円、主なものといたしまして修繕料の百八十五万九千円でございますが、側溝清掃車及びブルドーザー、こりいうようなものの機械の耐用年数が経過いたしましたして修繕費の増ということでございます。

次に、一二節の役務費の十六万三千円につきましては、自動車損害保険料十三万六千円が主なものでございます。これは車の購入、廃車の入れかえによる不足分で、この相当額は還付されます。

一三節の委託料百三十二万六千円につきましては、ごみ埋立地である大石地区最終処分場周辺地下水影響水質調査委託料でございます。現在生ごみを主に一日平均約七トン程度を大石地区に埋め立てておるわけでございますが、この土地が来年の一月いっばいで大体終了するわけでございますが、たまたまこの近くに約五十アール程度の土地が、所有者と部落の協力が得られるというよ

うなことになるたわけでございます。その要望事項としまして、井戸水に対する影響があるかどうか、この調査をするような要望があったわけでございます。このための委託料でございます。

次に、一四節使用料及び賃借料百四万一千円、一六節の原材料費百十三万二千円。これにつきましては、前年度までのごみの埋立地を佐野地区にお願ひしておたわけでございますが、この埋立が終了したので整地をいたしまして返還するという作業を進めておるわけでございますが、作業が予想以上に難行しておりまして、その埋立及び作業に使用するブルドーザー等機械類の借上料に不足を生じるためのものでございます。

三目のし尿処理費につきまして二百三十八万一千円を計上してございます。

一一節の需用費の百七十三万一千円の主なものは光熱水費として百十三万九千円でございますが、これは希釈水に使用するポンプ類の電気料の不足見込み額を計上したわけでございます。

一四節の使用料及び賃借料四十八万五千円、それから一六節の原材料費十六万五千円、これにつきましては年度の当初におきまして消化槽の清掃を行いました、その汚水を放流することができませんので、谷藤原の個人の畑とそれから場内に穴を掘りましてそこへ埋め込んだわけでございますが、その後の作業に要する経費に不足を生じたわけでございます。これを追加でお願いしようにとするものでございます。

他につきましては、説明欄によって御了承願ひたいと思っております。

〇農業委員会事務局長(石原 斉君) 二六ページでございますが、農業委員会今回二百二十一万六千円の補正減でございますが、そ

の内容といたしましては説明欄のとおりでございます。主として人件費による減がその減額になっております。

二節、三節、四節、これを省略いたしまして、八節の報償費でございますが二十四万三千円。内容につきましては農地移動適正あっせん員報償金十二万七千円でございます。おおむね年度末までの不足額を計上してございますが、御承知のように農業委員会の事業の一環として農家の経営規模の拡大とか、あるいは農地の集団化、そういうような指導をしております。それで農地売買、あるいは賃借、交換等のあっせんをしておりますその委員さんの報償費の追加でございます。

次に、標準小作料設定協議会の委員報償金十万円でございますが、これは農業委員会は一応三年ごとに標準小作料の設定事業をやっております。一応五十二年度で三年を経過いたしますので、新しい年度の小作料を設定しなければならぬということで、一応協議会の委員も委嘱いたしました。これから作業に入るわけですが、その委員さん方の報償金十万円でございます。

次に、紛争仲介あっせん委員、これは農地のいろいろな利用関係の紛争等に当たっていただきます委員さんの報償金でございます。一万六千円の追加でございます。

以上、報償費二十四万三千円でございます。

次に、一節の需用費八万円でございますが、農業委員会の公簿の一つであります農家基本台帳の整備、新しく整備するためのバインダー、あるいは紙、そういうようなものを八万円お願いいたします。

以上が補正の内容でございます。

○農水産課長（佐野甲子郎君） 二七ページの農林水産業費・農業費三目農業振興費の一九節でございますが、農業用廃プラスチック処理負担金の二十二万円につきましては、本年の十月一日から一キロ当たり六十円の処理料を納付することになりまして、負担割合は生産者、市町村、経済連、それぞれ三分の一ずつ二十円負担することになりましたので、今回は十一トン分を計上させていただいた次第でございます。

次に、ビワ災害復旧資金利子補給金につきましては、本年三月異常低温によりまして壊滅的な被害を受けましたビワの生産者に天災融資の利子補給といたしまして百四十万計上いたしました次第でございます。対象者は五十三名でございます。

次に、同じページの最下欄の水産業費の第二目水産業振興費の一九節でございますが、クルマエビ種苗の放流につきましては、当初六十万匹予定いたしました。今回県の補助対象といたしまして十万匹認められましたので追加をお願いする次第でございます。補助割合につきましては、県が五〇%、市が三〇%でございます。

次に、あま小屋施設の設置につきましては、布良海岸に設置しようとするものでございまして、建築面積は六十六・九二平方メートルで木造、スレートぶき、平家建てでございます。事業費につきましては補助対象が二百万で、県が四分の一、市が四分の一でございます。

○商工振光課長（中村正雄君） 続きまして商工費について御説明申し上げます。

今回第一目の商工総務費におきまして六百六十九万四千円、二

目の商工業振興費におきまして十九万九千円、合計六百八十九万三千円の追加をお願いする次第でございます。

なお、一目の商工総務費につきましては人件費関係でございますので、先ほどの財政課長の説明内容により御了承いただきたいと思ひます。

二目の商工業振興費におきまして十九万九千円の追加でございますが、昨年の十二月に市の制度融資を行いました中で、二百万円を借りました一店舗が債務不履行となりました関係で、千葉信用保証協会が行いました代位弁済に対します市の補償必要額二十万円の不足分として十九万九千円の追加をお願いする次第でございます。

○土木課長（飯田治男君） 次に、八款土木費並びに一一款災害復旧費について御説明申し上げます。

二九ページの三項河川費一目一五節工事請負費二千二百万円、それから三〇ページの五項都市計画費三目一五節工事請負費四百万円につきましては、臨時河川等整備債によるもので、北条地内の境川約七十四・八メートル、正木地内の油川約七十五メートルの護岸工事、沼地内柏崎排水路約二百メートルの改良工事の工事請負費でございます。

それから、三〇ページ四目公園費一一節需用費三十万円につきましては、クジャク園鳥獣類飼料費の年度末までの不足見込み額を計上させていただきました。

六項住宅費二目一五節工事請負費四十八万円につきましては、本年度実施いたしております住宅内の道路、長さ四十七・五メートル、幅三・三メートルの舗装工事並びに排水流末の側溝、長さ

二十九メートルの工事を実施いたしますのに不足を生じましたので追加補正をお願いするものでございます。

旅費、需用費につきましては、年度末までの不足見込み額を計上させていただきます。

三六ページの一一款災害復旧費二項一目土木施設災害復旧費につきましては、本年三月三十、三十一日の低気圧に伴う大雨により災害を受けました普通河川洲ノ宮川左岸二十九・二メートルと神余川右岸二十八・四メートルを国庫負担事業によりましてコンクリートブロック積みで復旧しようとするもので、各節に必要経費を計上いたしておりますので、説明欄により御承いただきたいと思ひます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いいたします。
○社会開発課長（山口 一君） 三一ページ九款消防費について御説明申し上げます。

今回お願いいたしますのは、人件費関係を除きまして、一目非常備消防費におきまして百三十一万六千円の追加、二目消防施設費におきまして同額を減額いたしたい予定のものでございます。

内容といたしまして、一目非常備消防費一一節需用費百二十八万五千円の追加でございますが、光熱水費十八万五千円、これは各消防の、各部の詰め所の電気料がこの程度不足する見込みでございますので追加をお願いしたものでございます。

修繕料百十万円でございますが、消防ポンプ自動車の修繕費が当初見込みより相当増額いたしましたので、この程度不足する見込みでございますので追加をお願いしたものでございます。

一二節役務費の三万一千円でございますが、今回新しく購入い

たしました消防自動車の損害共済基金分担金にかかるものでございます。

二目消防施設費につきましては、一五節六十三万八千円の減、一八節六十七万八千円の減でございますが、それぞれ防火水槽の契約残、それから消防自動車ポンプの購入に伴います契約残をそれぞれ減額を予定したものでございます。

○学務体育課長（黒川邦保君） 三二ページ一〇款教育費について人件費を除いた補正等について説明申し上げます。

一項教育総務費三目放送センター関係補正について申し上げます。

一節需用費は八万円の増額をお願いいたします。これは教材作成用消耗品費としまして当初四十五万五千円計上したものを増額して五十三万五千円にし、教材の充実と利用促進を図るためのものでございます。

続きまして、三三ページの一八節備品購入費について申し上げます。五十九万五千円の増額をお願いしましたが、これは機械器具費として二十九万五千円増額いたしました。教材購入費として三十万増額して、ともに教材の充実、利用の促進を図るためのものでございます。

続きまして、三四ページの三項中学校費二目教育振興費一四節の使用料及び賃借料につきましては八万五千円の増額をお願いいたします。これは付記してございますように自動車借上料に充てるためのものでございます。

続きまして、三六ページ六項保健体育費二目体育施設費一五節工事請負費について四百六十四万円の増額をお願いいたします。

これは旧一中跡地に建設中の市民運動場整備のための工事請負費であります。ただいま土工事が進捗中でございますが、早々に野球バックネット、ダッグアウト、便所、水道施設等の建設に取りかかる計画でありますが、さらに運動場として施設を充実させるために今回の増額をお願いする次第でございます。

続きまして、次の下の欄の一七節公有財産購入費でございますが、八百四十五万三千円の増額をお願いいたします。これは市民運動場用地二千九百七十五平米を購入するための費用でございます。

続きまして、次の欄一八節の備品購入費につきまして二百五十四万円の増額をお願い申し上げます。これは市民運動場開設のための器具などの購入費に充てるものでございます。野球のベースボール一式、サッカーゴール、テニスの支柱、ローラーなどの備品の購入をして、市民の利用に供するためのものでございます。

よろしく願います。

○庶務施設課長（汐崎政光君） 三四ページをお開きいただきたいと思ひます。

中学校費の三目の学校建設費でございますが、これは過般東京防衛施設局より西岬中学校の防音改築に対しましてその設計に補助金を交付する旨の内示がございましたので、連絡用の旅費、それから設計費、地質調査委託料等の所要経費を計上させていただきます。

西岬中学校の規模でございますが、これは鉄筋コンクリート防音づくり三階建てとしまして、大体二千六百三平米を想定しております。

続きまして、三七ページの末尾を御覧いただきたいと思います。教育施設災害復旧費でございます。これは市内のライオンズクラブから東小に対しまして時計等の備品を購入してくれといった品名指定の寄付がございましたので、寄付の真意に沿いまして、東小の備品を整備したい、このようなことで計上させていただきますました。

以上、よろしくお願いいたします。

〇社教文化課長（川名 備君） 三四ページ社会教育費関係について御説明申し上げます。

一目の社会教育総務費で七百二十五万三千円の補正をお願いしたいわけでございます。人件費関係は省略させていただきまして、主なものを御説明申し上げます。

一三節の委託料の百万円の減額でございますが、これは国分寺の発掘調査が当初四百万の総事業の規模で計画されておったわけでございますが、国からの補助金確定の段階で百万減ということ、それに伴ったものでございます。

次に、二目の公民館費でございますが、十六万六千円の補正をお願いした次第でございます。一八節の備品購入費になりますが各公民館に自動消火装置の付いた石油ストーブを購入したい、そういうことでございます。十一台で十六万六千円計上した次第でございます。以上でございます。

〇財政課長（山田俊康君） 以上で歳出の説明を終わります。

歳出合計今回お願いしました額は一億九千三百三十二万六千円、予算総額で五十八億九千九百九十一万三千円となります。

続きまして、歳入の事項別明細書に移りたいと思います。一〇

ページをお開きいただきたいと思います。

今回補正でお願いいたします市税七千十四万六千円、市民税の個人、それから固定資産税、両方とも現年度分三月までの調定見込み額によりまして未計上額を計上した次第でございます。

五款におきまして国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは決定額が四千七百七十一万ということで決定をいたしましたので、未計上額を計上したものでございます。

国庫支出金、県支出金等につきましては、それぞれ歳出に対応いたしました負担金、補助金、委託金等でございます。説明欄により御了承をいただきたいと思っております。

一三ページ寄付金の十万円は、歳出で申し上げましたように東小火災復旧に伴います備品購入のための寄付でございます。

諸収入で三百十五万、予防接種等——説明欄により御了承いただきたいと思っております。

市債で今回一億四百七十万円ということで、河川整備で二千二百万、下水道整備で五百六十万、公営住宅で二十万、市民運動場で千六百九十万、市庁舎改修事業債で六千万、合計市債関係で一億四百七十万ということになります。

歳入合計一億九千三百三十二万六千円、歳入も五十八億九千九百九十一万三千円ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第七十三号 昭和五十二年度館山市水道事業特別会計補正

予算（第二号）

〇水道課長（大嶋重義君） 議案第七十三号昭和五十二年館山市水道事業特別会計補正予算第二号について御説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、業務の予定量の補正ほか五件でございます。

それでは、第二条の業務の予定量の補正から申し上げます。

この中のうちの一つは給水戸数の補正でございます。拡張事業の進展に伴いまして加入戸数がさらにふえる見込みでございますので、上水道で二百戸の増で千九百六十戸、中央水道で四十五戸の増で五千五百四十五戸となりまして、合計で九千四百十五戸にしようとするものでございます。

また、水道拡張事業におきまして九億四千四百五十三万二千元であったものを、配管工事、その他の事業量の増によりまして、これを十億三千六百五十一万円にしようとするものでございます。それから、第三条の収益的収入及び支出の補正でございますがこれは支出についてのみの補正でございます。水道事業費用に四百十六万六千元を加えまして、合計三億三千四百七十七万円にしようとするものでございます。

第四条で資本的収入及び支出の補正でございますが、この資本的収入及び支出の額にそれぞれ九千九百九十七万八千円を追加いたしまして、収入、支出をそれぞれ合計十億六千七百九十八万九千円にしようとするものでございます。

第五条の継続費の補正でございますが、今回の補正は五十二年度事業量の増に伴いまして総額及び年割額について行いものでございます。すなわち、総額におきまして二十七億四千七百二十万八千円であったものを二十八億三千九百九十八万六千円とし、また五十二年度の年割額九億四千四百五十三万二千元を増額補正いたしまして十億三千六百五十一万円にしようとするものでございます。

なお、継続費の補正に関連しまして調書の補正が五一ページにございます。この調書補正におきましては、年度の中で五十二年度と下の計の欄につきましてだけのこのような補正になっておりますので御了承いただきたいと思っております。

次に、第六条の企業債の補正でございますが、当初限度額は七億三千五百万円でございますが、追加事業量の財源としまして企業債の申請が認められましたので、九千百万円を補正いたしまして限度額を八億二千六百万円にしようとするものでございます。

次、第七条の流用禁止額の補正でございますが、これは職員給与費が今回の給与改定によりまして五百六十三万四千円でございますので、これを加えまして一億五百十万二千元にしようとするものでございます。

以上で補正予算の説明を終るわけでございますが、三条と四条関係につきましては後刻見積もりの基礎におきまして内容を御説明したいと思っております。

それでは、四九ページここに補正に基づきます資金計画を掲げてございますが、受入資金におきまして一億五千四百八十七万五千円の増となっております。

この主なものは、四の企業債におきまして九千万円、これは先ほど申し上げました企業債の追加のものです。

それから、国庫支出金で五千二百八十二万三千円の増ですが、これは防衛庁の補助事業の出来高による中間払いが、事業が早くできましたのでこれによって補助金の支払いがふえたというものでございます。

さらに、七の加入者分担金におきまして千二百二十五万円、これ

は加入者分担金が加入者の増によりましてふえるものでござい
ます。

次に、支払資金の中で一億五千四百八十七万五千円の増でござ
います。

一の事業費で四百六十六万六千円、人件費の増の分でございませ
うが、これも事業量の増等で企業債、それから補助金等がふえま
した関係で、補助がつかますので、事業量がふえる、こういうこ
とでございませう。

これで受入資金が十六億千六百七十七万三千円でございませうが
これに對しまして支払い資金は十六億八百四十八万九千円でござ
いますので、これを差し引きますと八百二十八万四千円資金繰り
としては残る、こういう資金計画でございませう。

それでは、補正予算の内容につきまして、見積り基礎につ
きまして御説明申し上げます。

最初に収益的支出でございませうが、事業費用で四百六十六万六千
円の補正でございませう。これは給与改定によるものでございまし
て、一般会計の場合と同じ、準拠しましてはじいたものでござい
ませう。これに計上された職員は、二十四人のものがここに計上さ
れております。よろしく御了承願いたいと思ひます。

次に、五五ページの資本的支出から御説明いたします。今回九
千七百九十七万八千円を追加いたしましたので、これの予算額を十億六
千七百九十八万九千円にしようとするものでございませう。

この内容でございませうが、そのうち水道拡張費の中の人件費関
係のものにつきましては、説明を省略させていただきますと思ひ

ます

次に、備消耗品費がございませうが、これから以下六節につきま
しては、水道拡張事業の完成式の関係の経費を計上いたしてござ
いますので、この分から一括して御説明いたしたいと思ひます。

備消耗品費で三十二万円でございませうが、このうちの二十五万
円は作名浄水場周辺の環境の美化を図りたいということで、花木
の植培を考へております。ダム周辺につきましては、桜、ツバキ、
アジサイ等植えてございませうが、場所が広いために浄水場までは
手が届かなかつたわけでございませう。今回浄水場周辺にサザンカ
類を植へたいということで百五十本を予定しまして二十五万円で
ございませう。

それから、あと七万円は、完成式で地主等に出す賞状代等で
ございませう。

それから、印刷費で八万円でございませうが、完成式の際のダム
の写真の印刷代で、これが八万円でございませう。

報償費で三十万円でございませうが、これは記念品代でございま
すけれども、主に地主等に賞状に添えて出したいということで、
一人千円程度を予定しております。なお、一般の出席者に対しま
しては五百円程度のものを考へております。

それから、通信運搬費の一万円は、案内状等の郵便料でござい
ませう。

それから、賃借料の四万九千円でございませうが、これは式場を
市民センターで行いたいと思ひますので、これの借上料でござい
ませう。

それから、食糧費の四十万円でございませうが、これにつきまし

ては、当日昼食程度のものを出したいということで、一切アルコール分は抜きのものでごく簡素に行いたいということでの計上でございます。

これで、完成式関係のものは九十万九千円を追加したわけでございます。

次に、上から三つ目の委託料で百六十六万九千円計上いたしました。このうち主なものは、配管工事の管理委託料でございます。これは今回防衛庁の補助が認められましたので、官城の県道の三百五十ミリの布設管の終りの地点から航空隊の前を通りまして鷹ノ島に至る間の配管工事について、コンサルタントへの管理委託料を計上いたしましたのでございます。この鷹ノ島線は五十二年度には計画になっていなかったわけでございますが、陳情の結果これを五十二年度に認められましたので、追加となったわけでございます。

それから、他の一件は、配管工事を行っております現場から不発砲弾が出たわけでございます。そういうたことで不発砲弾の探查委託料といたしましてのものを一件計上いたしました。大賀地区のコミヤ味工の先の市道でございますが、ここで市で発注した業者が配管の掘削を行っておりまして、二箇所から二発の信管のついた高射砲弾らしいものが出まして、警察のほうにも届けられたわけでございます。状況ではなお今後も非常に危険であるというようなことでございまして、こうした仕事を扱う専門業者に依頼しまして、大賀、笠名地区の危険な路上を磁気探査を行ったわけでございます。このものを計上いたしましたわけでございます。

次に、工事請負費の八千五百四十四万七千円でございます。こ

れには二種類ございますが、この主なものは配管工事でございます。その配管工事の中で一番大きなものは、今回防衛庁から追加の認められました鷹ノ島線ですが、これは鑄鉄管で口径二百ミリと一部百五十ミリを含めまして八百五十八メートルを布設するものでございます。

なお、このほかに実施の段階で地域住民からの強い要望と、それから実施調査によりまして追加工事が必要とするものが出てまいりましたんですが、それらの工事といたしまして単独事業で官城地区におきまして赤山の横断線ほか一本、それから笠名では県道下で一本、大賀でかいた婦人の村と海員学校の前の道路との間に四本、それから県道下で一本、それから大戸、山萩でおのの一本でございます。これに本管に対する取り出し工事を含めて行うものでございます。こうした管は鷹ノ島以外のものは七十五ミリ以下のビニール管でございます。

それから、配管工事以外の追加としまして土木工事がございますが、これは当初予算で大戸、山萩地区の農業水路の改良工事とダム周辺の吹きつけの防災工事を予定しておりましたんですが、実施設計の段階におきまして若干の不足を生じたので追加をお願いするものでございます。

なお、これらの工事の財源でございますが、鷹ノ島線は防衛庁の補助事業で行いますが、他のものにつきましては企業債と、一部を加入負担金で財源に充てたい、このように思います。

それから、次の用地購入の百八十四万四千円でございますが、これは林道の用地購入費の不足分を計上させていただいたものでございます。作名ダムの左岸から山の上の育成牧場に通ずる林道の建設工事が県の事業として本年度から実施することになって、

現在用地の測量を終りまして、買収交渉の段階に入っておるところでございますが、実施測量の結果当初計算のものよりも千百三十五平米の不足が生じたということ、もう一つは、地主との買収交渉の過程におきまして残されても困るところはどうしても買収してほしいという、こういう条件が生まれて、いろいろ交渉したわけでございますが、これを買収せざるを得なくなつたというところでございます。これが千百四十二平米でございます。この単価でございますが、一平米八百十円、これはダムの買収のときの値段と同じでございます。このものを計上したものが百八十四万四千円でございます。

五四ページ資本的収入について御説明申し上げます。今回の補正け支出の場合と同じ額でございます。

この財源でございますが、企業債で九千万円、これは先ほど御説明しましたとおり認められたものでございます。

それから、国庫補助金で千四万七千円、これは減でございます。減額の理由でございますが、当初予算の一億五千七百二十四万円の中には予算編成時点におきまして宮城から笠名までの配管については一応補助対象として計上いたしたわけでございますが、折衝の結果この分は認められずに、額の少ない鷹ノ島線が認められることになりましたので減額になったものでございます。宮城から笠名まで見込んだ補助額は千八百十四万七千円、補助の認められました鷹ノ島線は八百十万円でございますので、これを差し引き一千四万七千円が減、こういうことになるわけでございます。それから、加入者分担金の一千二百二十五万円でございますが、これは一戸四万五千円の二百四十五戸分を計上いたしたものでござ

います。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各案件の説明は終わりました。

休 会

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

議案調査のため明十二月二十四日から二十五日までの二日間休会いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて明十二月二十四日から二十五日までの二日間休会することに決しました。

延 会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の会議はこれにて延会いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて本日はこれにて延会することに決しました。

次会は十二月二十六日午前十時開会いたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第六十九号、議案第七十号乃至議案第七十三号

一、休会

